

(起立少数)

鈴木良雄議長 起立少数であります。

よって、請願第8号は、総務・文教委員長報告のとおり決定いたしました。

厚生常任委員会審査報告

鈴木良雄議長 次に、厚生常任委員会の審査報告を求めます。

蒲生光男委員長。

(蒲生光男厚生常任委員長登壇)

蒲生光男厚生常任委員長 おはようございます。

今期、第3回市議会定例会において、厚生常任委員会に付託になりました議案1件、請願1件について、審査をいたしました経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る6月16日に開催し、委員全員出席のもと、当局関係者並びに紹介議員の出席を求め審査をいたしております。

それでは、初めに、議案第45号、長井市医療給付事業に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、山形県医療給付事業補助金交付規程に改正により所要の改正を行うため提案されたものであります。

審査に際し、市民課長からは、山形県医療給付事業補助金交付規程の改正に伴い、就学前の乳幼児を対象に扶養義務者の所得制限を年額330万円から児童手当特例給付所得制限額に緩和する等の説明を受けたところであります。

質疑に入り、委員からは、改正時期が7月なのはどうしてかとの質疑がなされ、市民課長からは医療証の切りかえが7月であり、所得の確定する時期であるためとの答弁を受けたところであります。

また、委員から、どのように所得の判定をするのかとの質疑がなされ、あくまでも扶養義務者の所得を見て判断するとの答弁を受けたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で可決すべきものと決定いたしました。

次に、請願第7号、介護保険制度見直しに関する請願について申し上げます。

本請願は、西置賜地区平和センター議長、佐藤清蔵氏より提出されたものであります。その趣旨とするところ並びに内容を申し上げます。

今、全国の各自治体は、2005年度からの介護保険制度の見直しに向けて点検作業を行っています。使いやすい介護保険制度を構築していくためには、できるだけ利用者の負担を軽減することが最も重要な課題の一つですが、制度の見直しに当たっては負担増の方向が強まりつつあります。利用者負担が強化されることにでもなると、介護保険制度は一層使にくいものになってしまいます。

自治体によっては、保険料や利用料の減免・軽減措置を独自に行っているところもありますが、財政事情などにより「自治体格差」が現出されています。

全国統一の社会保障制度として、介護保険制度の見直しに当たっては、国の責任で統一的な保険料と利用料の減免・軽減措置を確立するよう求めます。

以上のような意見書を政府関係機関に提出していただきたいとするものであります。

審査に入り、委員からは、現状の低所得者層に対する減免・軽減措置がどうなっているのか、財政制度等審議会の建議書の中で、低所得者層に対する措置についてどのようにうたわれているか、自治体間の格差の全国的な状況についての質疑がなされ、福祉事務所長から減免・軽減措置として、法施行時の訪問介

護利用者に対する利用者負担にかかわる軽減措置事業、障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置事業、社会福祉法人等による生活困窮者に対する介護保険サービスにかかわる利用者負担額減額措置事業がある。建議書の中では、低所得者の判断基準を現在は住民税に限っているが、今後は負担軽減措置の対象者として低収入かつ低資産の者が適当であるとうたわれていること、格差の現状として保険料の全国平均が月額相当で3,293円、最高額が5,942円、最低額が1,783円、県平均が3,122円、当市が3,442円との答弁を受けたところであります。

また、紹介議員からは、介護保険制度は始まる前からいろいろな問題があり、現在も多くの問題を抱えている。その中でも、各市町村で異なっている保険料と利用者負担の改正を図ってほしいのが趣旨ととらえ、紹介させていただいたとの説明を受けたところでありませ

+

す。さらに、委員からは、建議書の中で利用者の自己負担を2ないし3割に引き上げることが必要と言っているが、利用料の自己負担が1割から2割になるとすればどう思うか。また、このままでは介護保険制度がもたないと思われるがどう思うか、との質疑がなされ、国でどのように考えているのか見えない部分があるが、2割負担になると、施設利用者は相当大変になる。デイサービスなどは、利用時間が減少するのではないかと、制度がもつためには、今後も利用者がふえると予想されるため、国で考えているとおり、要支援の人の利用を控えていただく必要もあるのではないかととの答弁を受けたところあります。

討論に入り、委員からは、全国統一の社会保障制度として、低所得者向けの減免・軽減措置を国の制度としていく必要があると思うので、本請願には賛成であるとの意見が出され

たところあります。

また、委員からは、介護保険制度を含めた社会保障制度全般にわたって、今後のあり方は課題だと思う。しかし、今回の請願の内容は非常に抽象的であり、具体的に何をどのようにしてほしいのかわからないため反対であるとの意見が出されたところあります。

採決の結果、本請願は賛成少数で不採択とすべきものと決定いたしました。

以上で、厚生常任委員会に付託になりました、案件審査の報告を終わります。

鈴木良雄議長 委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

鈴木良雄議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

これより採決に入ります。

それでは、議案第45号、長井市医療給付事業に関する条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、採決いたします。

厚生委員長の報告は、議案第45号は、原案可決であります。

厚生委員会報告のとおり決するに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

鈴木良雄議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第45号は、厚生委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第4、請願第7号、介護保険制度の見直しに関する請願についての1件について、討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

議席番号15番、藤原民夫議員。

(藤原民夫議員登壇)

15番 藤原民夫議員 私は、請願第7号、介護保険制度の見直しに関する請願に賛成の立

+

場で討論をいたします。

請願の要旨は、現在全国の各自治体で進められている2005年度からの介護保険制度の見直しに向けて、利用者の負担を軽減することを最重要課題とするとともに、自治体間の格差が生じることのないよう、国の責任で統一的な保険料と利用料の減免・軽減措置を確立するよう求めているものであります。

財務大臣の諮問機関である財政制度等審議会は、この5月17日、2005年度予算に関する意見書、予算編成の基本的考え方についてを谷垣財務大臣に提出いたしました。

この意見書では、一般歳出の約4割を占め、増大が続く社会保障関係費の抑制を、我が国財政上、最大の構造問題と強調して、05年度予算編成では、現行の制度、給付水準、単価などを前提とした社会保障関係の自然増を放置することは許されないというふうに述べたということであります。

各論の中で、介護保険の利用者負担、現行の1割を2ないし3割に引き上げるべきだと明記しておりまして、若年者の医療保険の自己負担水準までに引き上げ均衡を図るというふうに、事実上3割負担への改定目指す方針を示しているのであります。

また、意見書は、地方自治体の財源不足を国が補てんする地方交付税交付金の増加が、国の財政の大きな圧迫要因になっているというふうに指摘して、交付税額の総額抑制を求めているのであります。とんでもない話であります。介護保険の導入時、政府は、家族介護から社会が支える制度へ、在宅で安心できる介護へなどと大宣伝いたしました。

しかし、この4年間の現実、在宅で安心できる介護どころか、相変わらず家族介護に大きく支えられているというのが実態であります。とりわけ低所得者のサービス利用の低下は重大であります。介護疲れによる大変な実態も

寄せられております。

介護保険のさまざまな矛盾を解決するためには、国庫負担の大幅な引き上げが何としても不可欠であります。何よりも重要なのは、保険料の値上げを中止し、免除・軽減制度を拡充することです。

また、最近になって、2005年度の介護保険制度見直しに向けた政府、厚生労働省の検討作業の中で、介護保険と障害者福祉の統合が焦点の一つになっていると聞いております。これに対して、障害者家族の中に不安が広がっており、全国の市長もこれに対して76%が慎重、反対の姿勢を示すなど、懸念が広がっていると聞いております。

以上、本請願に議員の皆様方のご賛同を賜りますようお願いいたしまして、賛成討論いたします。

鈴木良雄議長 以上で、通告による討論が終わりました。

これより採決いたします。

厚生委員長の報告は、請願第7号は不採択であります。

請願第7号について、採択することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立少数)

鈴木良雄議長 起立少数であります。

よって、請願第7号は、厚生委員長報告のとおり決定いたしました。

予算特別委員会審査報告

鈴木良雄議長 次に、予算特別委員会の審査の報告を求めます。

大沼 久委員長。

(大沼 久予算特別委員長登壇)

大沼 久予算特別委員長 今定例会において予

+